

青森県報

第三千三百二十六号

平成二十二年
十二月十日
(金曜日)

目次

告示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右	同	一
右	同	二
右	同	二
右	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	三
在地変更の届出	同	三
保安林の指定解除予定	林政課	三
公共測量の実施	監理課	四
大規模小売店舗の新設に関する届出	経営支援課	四
建設業者の許可の取消し	東青地民局	五
右	同	六

告

示

青森県告示第八百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指定期限
			名称	所在地	
株式会社NE	五所川原市大字豊成字田子ノ浦三の三五	訪問介護	訪問介護あつき	五所川原市大字豊成字田子ノ浦三の三五	平成 三・九・二〇
津軽三育介護サービス株式会社	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一三〇の一	"	ヘルパーステーションの実	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一三〇の一	三・一〇・三
株式会社あうら	青森市大字幸畑字松元五八号カシゲ一〇三	"	ヘルパーステーションのり	弘前市大字城南二丁目一四の六	三・二・一
医療法人泰仁会	和田市東三番町一〇の七	福祉用具貸与	和田市第一病院福祉用具貸与事業所	和田市西四番町二の七	"

青森県告示第八百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
株式会社 ダイワサ ービス	株式会社 ゆとり	八戸市諏訪 二丁目六の 一八	主たる事務 所の所在地
三戸郡五戸 一町字銀杏木 の四五	八戸市 一八	訪問介護	居宅介護 類事業の種
ケダイワ ー	ヘルパー センター ヨシ ン ゆ と	八戸市諏訪 二丁目六の 一八	居宅介護事業所
三戸郡五戸 町字上新井 田前八の六 七の四	三戸郡五戸 の九 町字中道八	八戸市青葉 三丁目一六 の一五	所在地
三・九一	平成 三・四一	変更 年月日	

青森県告示第八百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護支援事業者
株式会社 ゆとり	株式会社 ゆとり	八戸市諏訪二 丁目六の一八	主たる事務 所の所在地
居宅介護支 援事業所ゆ とり	八戸市 目六の一八	居宅介護支 援事業所ゆ とり	居宅介護支援事業所
八戸市青葉三 丁目一六の一五	八戸市 目六の一八	所在地	
平成 三・四一	平成 三・四一	変更 年月日	

青森県告示第八百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防事業者
株式会社 ダイワサ ービス	株式会社 ゆとり	八戸市諏訪 二丁目六の 一八	主たる事務 所の所在地
三戸郡五戸 一町字銀杏木 の四五	八戸市 一八	介護予防 訪問介護	介護予防 類事業の種
ケダイワ ー	ヘルパー センター ヨシ ン ゆ と	八戸市諏訪 二丁目六の 一八	介護予防事業所
三戸郡五戸 の九 町字中道八	八戸市青葉 三丁目一六 の一五	所在地	
平成 三・四一	平成 三・四一	変更 年月日	

青森県告示第八百三十三号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字関字豊田九二・九三の一・九三の二・九四の三・一八三の七八・一八三の七九・一八三の三八四・一八三の四二四・一八三の四二七（以上九筆）について次の図に示す部分に限る。（）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林を解除しようとする理由

農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第八百三十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（公共測量 上北道路計画図作成）

三 測量の期間

平成二十二年十二月一日から平成二十三年一月三十一日まで
測量の地域
上北郡おいらせ町上久保 地内

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイス八戸石堂店

八戸市石堂二丁目一〇の八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社紺屋

八戸市石堂一丁目二の二五

代表取締役 田名部紀子

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイス

岩手県盛岡市東安庭二丁目一の三〇

代表取締役 小苺米秀樹

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年七月十七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、八六三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一六五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

八七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(一) 駐車場

午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

(二) 駐車場

午前八時四十五分から午後九時まで

(三) 駐車場

午前八時四十五分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

六か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後七時まで

八 届出年月日

平成二十二年十一月十六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年十二月十日から平成二十三年四月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年四月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社丸善リース

二 代表者の氏名 佐藤 善子

三 主たる営業所の所在地 青森市けやき一丁目二の八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一〇〇五三四号

五 取消年月日 平成二十二年十一月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十二年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社毛内左官工業
- 二 代表者の氏名 毛内 光幸
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大野字鳴滝六四の一三〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一〇〇一五七号
- 五 取消年月日 平成二十二年十一月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
左官工業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭